



駿東伊豆消防組合

議会だより

NO.7 平成30年2月発行

駿東伊豆消防組合議会 定例会が開催されました。

平成30年第1回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成30年2月8日（木曜日）午後2時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第 1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について
- 第 5 議第 2号 指定金融機関の指定について
- 第 6 議第 3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について
- 第 7 議第 4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について
- 第 8 議第 5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について



植松議長

< 議案一覧 >

< 駿東伊豆消防組合管理者提出議案 >

議案名	内 容	議決結果
議第1号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第3回）について	本補正予算は、平成30年度当初から必要になる設備の保守点検等の業務委託費及び賃借料について、平成29年度中に入札執行ができるように地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為として定めるものです。	可決
議第2号 指定金融機関の指定について	当組合の指定金融機関については、現在、スルガ銀行を指定していますが、平成30年5月31日をもって指定終了となるため、6月以降の指定金融機関を指定するものです。	可決
議第3号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について	本改正は、伊東市及び東伊豆町から、個別経費の剰余金について、予算不足の際の財源補てんを目的に、個別基金を設置したい旨の要望があったことから、今回、伊東市及び東伊豆町の個別基金を設置するため、所要の改正を行うものです。	可決
議第4号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について	本改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。	可決
議第5号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について	平成30年度歳入歳出予算の総額は、それぞれ60億6,987万2,000円と定めるものであります。本予算は、前年度当初予算と比較すると2億6,839万2,000円の増額となりますが、主に人事院勧告や職員の昇給・昇格に伴う人件費と起債事業の元金償還に係る経費が増額の大きな要因です。	可決

<一般質問>

山田議員 深田議員が

消防行政を問う!



山田議員



深田議員

職員の採用と署長人事について

山田直志議員

問

①地元消防団との連携を図るうえでも、市町村を設定した職員採用ができないか伺いたい。

答

総務課長

職員採用につきましては、火災をはじめ複雑多様化する災害から、地域住民の生命・身体・財産を守るためには、公正な採用試験を実施し、優秀な職員の採用に努めなければなりません。

このことから、出身地にとらわれず幅広く職員の採用を行うため、市町村を設定した職員採用は考えておりません。

また、消防団との連携につきましては、火災や風水害などの合同訓練の実施や、出初式などの消防団行事に積極的に参加しており、顔の見える関係が構築されているものと考えております。

問

②署長人事については、発足間もないことから、地元消防団との連携などを図るため、また、職員のモチベーションという視

点から、当面、旧消防本部の枠組みに配慮した職員の登用が必要だと考えているが、いかがか。

答

総務課長

人事異動につきましては、職員に様々な部署を経験させることで、個々の能力とモチベーションの向上を図るため、旧消防本部の枠組みを越えた職員の異動を行うことにより、消防本部全体が活性化すると考えております。

このことから、署長の人事につきましても、旧消防本部の枠組みにとらわれることなく、経験や能力を考慮し、その職にふさわしい職員を登用してまいりたいと考えております。



山田議員

「重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度」の現況について

問

①重大な消防法令違反のある防火対象物を公表する制度について、昨年、二月議会において、一月末現在で、本消防本部管内では、五二件の違反対象物があると、当局からの説明がありました。運用開始時に違反対象物を何件公表したのか。

また、現在も違反対象物が公表されているが、是正等の状況はどのようなになっているのか伺いたい。

深田 昇議員



深田議員

昨年一月末現在、本消防本部管内にあって五二件の違反対象物につきましては、平成二九年四月一日の運用開始までに、三六件の消防法令違反が是正されたことから、一六件の公表となりました。

次に、公表している違反対象物の是正状況についてですが、現在公表している違反対象物につきましては、関係者に繰り返し是正指導を行い、指導に従わない四件の対象物には、警告書の交付を行っております。

今後におきましても、違反対象物が一件でも少なくなるよう関係者にきめ細かく継続的に指導を行ってまいります。



防火対象物に係る特別査察の様子

組合議員視察

定例会終了後、組合議員による第一方面(沼津市・清水町)管内視察を実施しました。

視察場所は、次のとおりです。

- 1 沼津送水管理センター
- 2 清水町消防署
- 3 消防指令センター

今後も、第二方面(伊豆市・伊豆の国市・函南町)、第三方面(伊東市・東伊豆町)の視察についても実施していく予定です。



指令センター視察状況

議会を傍聴してみませんか

議会は一般に公開され、どなたでも傍聴できますので、気軽にお越しください。



受付で必要事項を記入



議場内の傍聴席



議会の様子

